

水質汚濁防止法に係る

は出支援サービスのお知らせ



- •前任者からの引継ぎが…
- 昔の資料、どうなってるんだろう…
- •資料作りとか…時間がない…
- •何を、どうすれば…本当にしないといけない?

経験豊富な環境コンサルタントが お手伝いいたします。

- •わかりやすい届出書
- •関連法令のアドバイス
- •事前協議の問題解決など



こんな時には、ご相談ください。

NO



届出した後、 新たに導入された 施設等がある。



施設や装置の 稼働条件や使用 する原材料が 変わった。

NO



排水の測定結果が 届出値を超えて いる事がある 届出値を変えたい。



排水連続分析装置 を更新した。 位置を変更した。









届出変更の必要性が考えられます。

※届出をせす又は虚偽の届出をした者は 3ヶ月以下の懲役又は30万円以下の罰金 に処せられます。 (水質汚濁防止法第32条)

NO

お問い合わせは

よりよい環境を創造する



株式会社サンキョウーエンビックス

TEL (086) 242-1035 (#) FAX (086) 242-1036 URL http://www.sankyo-ltd.co.jp/ mail:sankyo@sankyo-ltd.co.jp